

建築物等の解体・改修工事等における石綿障害の予防
 <正誤表> 第6版 令和6年2月29日

No.122100

頁	箇所	(誤)	(正)
53	3行目	※ 高さ2 m以上の箇所で作業床が困難なところの作業のうち、高さが5mを超える箇所でフルハーネス型安全帯を使用すること。 高さ5 m未満は、一定の条件に適合する胴ベルト型安全帯を使用することができる。	※ 高さ2 m以上の箇所で作業床が困難なところの作業では、一定の条件に適合する安全帯を使用すること。